

学校支援ボランティアによる 報償費の不正受給について

岡山市教育委員会（以下、市教委）が実施する岡山市「学校支援ボランティア」の制度に登録していた大学生（以下、学生ボランティア）2名が、市教委に虚偽の活動報告を行い、報償費（交通費相当）を不正に受け取っていた。

1 被害額

	374,000円（1回の活動につき、1,000円支給）
内訳	学生ボランティアA 304,000円（R2年度～R4年度）
	学生ボランティアB 70,000円（R2年度）

2 概要

本事案は、令和5年3月に、市教委の担当職員が、ボランティア先の学校園等から、年度末に提出される学校支援ボランティアの年間活動状況報告を整理していたところ、既に支払いを終えていた学生ボランティアAの活動回数が、活動先からの報告数よりも多いことが判明した。

調査の結果、学生ボランティアAは令和2年度から令和4年度の間、学生ボランティアBは令和2年度に、自分で購入した印鑑を使った虚偽の活動報告により、市教委に対して報償費の請求を行い、市教委は、この請求に基づき報償費の支払いを行っていた。

市教委は、令和5年3月に岡山西警察署に被害届を提出するとともに、学生ボランティアA、Bに対し、被害額の返還請求を行い、同年3月中に、両名からそれぞれ全額返還されている。

3 再発防止等

本事案は、学校支援ボランティアの報償費の支払い事務を行う上で、該当ボランティアが活動先の確認印を偽造したことが不正な請求につながったものとする。

そのため、令和4年度までの、学生ボランティアから提出された活動記録及び請求内容のみに基づき支払いを行っていた制度を改め、令和5年度からは、学校園等から活動状況を毎月報告するようにし、学生ボランティアから市教委へ提出された請求内容と確認・照合のうえ、報償費を支払うこととした。

【参考】 岡山市「学校支援ボランティア」について

岡山市「学校支援ボランティア」は、学校園または、市教委生涯学習課からの依頼に基づき、学校園の教育活動や環境整備、安全対策等に対する支援を行っていただく制度。

当該ボランティアのうち、大学や専門学校などに在学する方については、大学等からボランティアを行う学校園までの距離が5キロメートル以上ある場合は、その距離に応じて、1回1000円または2000円の交通費相当の報償費を、本人からの請求に基づき、市教委から支払う。

【問い合わせ先】

岡山市教育委員会 生涯学習課 上野・永井 直通086-803-1606 内線3860・3864